

次期エゾシカ密度操作実験候補地の検討

判断基準	シカ密度操作実験4候補地				
	遺産地域A(特定管理地区)		遺産地域B		
	知床岬 (台地草原上)	岩尾別	ルサ～相泊 (道路周辺)	遠音別～真鯉 (道路周辺)	
捕獲手法など	(銃猟狙撃) 岩峰上から草原台地上に出没したシカを狙撃。 (銃猟巻狩り) 草原台地、後背林内における巻狩りを実施。	(銃猟大人数捕獲)岩尾別台地上から勢子をかけ、河口部右岸林内の越冬群を川岸へ追い出す。射手を左岸沿いに配置し狙撃する。初回は大量捕獲の可能性あるが、繰り返し実施はスマートディア化する恐れあり。 (銃猟小人数捕獲)岩尾別右岸台地上の海岸国有林・100平米運動地・五湖旧共同放牧地周辺で少人数で捕獲。 (囲いわな捕獲) 銃猟の困難な個所で、かつ道路へのアクセスが良い箇所に小規模な囲いわなを設置する。	(銃猟小人数捕獲) 一度に大量の捕獲は困難。複数の少人数射撃班による駆除を繰り返し実施。餌付けの併用で捕獲の効率化を図ることができる。但し、繰り返し捕獲によるスマートディア化する恐れはあり。 (囲いわな捕獲) 銃猟の困難な個所で、かつ道路へのアクセスが良い箇所に小規模な囲いわなを設置する。設置適地は限定される。	同左。 既にH19年から、銃猟では輪探制による捕獲が行われており、囲いわなによる生体捕獲も同年からすでに行われている。	
シカの密度変化をモニタリングできるか (生息数・移出入に関する情報)	◎ 航空機からの写真撮影により、台地草原上のシカのカウントが可能(1986年～)。好天時であれば、ほとんどのシカが草原上に出てきているため、カウント数は越冬個体の実数に近い。	◎ 春期、秋期のライトセンサス調査(1988年～)のほか、岩尾別川右岸の越冬地エリアに限れば、追い出しカウント(過去1回実施済み)による実数把握が可能。	○ ライトセンサス調査(1999年～:毎月実施)、あるいは日中の目視カウントにより可能だが、分布範囲が広いため評価は難しい。	○ ライトセンサス調査、あるいは日中の目視カウントにより可能であるが、分布範囲が広く、また季節移動型個体が多い地域であるため評価は難しい。	
植生変化のモニタリングは可能か?	森林内にベルトランセクト(10×200m×3ヶ所:1987年～)および1haの調査区(2005年～)があるほか、台地草原上にもライン調査区(1ヶ所)あり。また、同様の環境要素をもつルシャ地区との比較も可能。	100平方メートル運動による森林再生作業の一環で、各種調査プロットあり。新たな調査区設定も可能。モニター態勢あり。また、同様の環境要素をもつ幌別地区との比較も可能。	混合ベルトランセクト(4m×100m)×10か所(2006年～)などがある。	混合ベルトランセクト(4m×100m)×10か所(2006～)などがある。	
捕獲手段別の検討					
4	銃猟	○ 一般人への安全対策不要。平坦な地形のため、捕獲作業にあたってはスタッフ間での十分な事故防止対策必要。猛禽類への配慮必要。	△ 岩尾別河口付近のみであれば、捕獲現場周辺も含めた一般人の排除が可能。但し、ユースホステルは通年営業中のため、配慮必要。冬期も観光利用があるエリア、ルートがあり、捕獲地からの除外必要。猛禽類への配慮必要。当エリアの大部分が100平方メートル運動地だが、銃猟による捕獲については関係者に抵抗感あり。	△ 道路周辺からの一般人の排除は不可能。シカの集まる海岸斜面は落石防止柵などが多数設置され、多くが道路敷地となっている。銃猟の場合、道路敷地内での発砲が認められなければ、捕獲困難。猛禽類への配慮必要。	△ 道路周辺からの一般人の排除は不可能。ルサ相泊同様に道路沿いの海岸斜面は道路敷地となっている場所があり。また囲いわな捕獲が既に行われている箇所がある。猛禽類への配慮必要。
	囲いわな	× 捕獲個体の搬出困難。また捕獲施設の建設も難しい。	○ 隣接する幌別右岸では民間事業者による捕獲が行われている。捕獲したシカがヒグマの誘因物となるおそれがあるため、迅速に捕獲個体を搬出する、電気柵を設置するなどのヒグマ対策必要。	△ 囲いわなを設置可能な平坦地があり、なおかつ捕獲個体の搬出路のある捕獲適地は限定される。捕獲したシカがヒグマの誘因物となるおそれがあるため、迅速に捕獲個体を搬出する、電気柵を設置するなどのヒグマ対策必要。	○ 囲いわな捕獲が既に行われている。
5	銃猟残滓の回収、あるいは生体捕獲したシカの搬出は可能か。	△ 流水接岸中であればヘリコプター、それ以外の時期でも船舶による搬出作業が必要。	○ 河口付近であれば、捕獲地点からトラックによる運搬が可能。岩尾別橋以奥は冬期閉鎖のため、トラック等での運搬困難。スノーモービル等の使用検討必要。	◎ 捕獲地点からトラックによる運搬が可能。	◎ 捕獲地点からトラックによる運搬が可能。
6	社会制度				
	自然公園法	・特別保護地区	・第1種特別地域	・第3種特別地域	
	国指定鳥獣保護区	・国指定鳥獣保護区の特別保護地区	・国指定鳥獣保護区	・国指定鳥獣保護区(道路敷地より山側)	
	森林生態系保護地域	・森林生態系保護地域保存地区	・森林生態系保護地域保存地区	・森林生態系保護地域保全利用地区(同上)	
	その他		捕獲地域にはしれとこ100平方メートル運動地が含まれる。H9年度策定の運動地の森林再生計画では、「エゾシカの数的人為的な調整は行わずに森づくりを進める」と中期方針を定めていたが、H18「生態系の調整能力の活用を基本とするが、植生への著しい影響が避けられない場合は個体数調整も含めて検討する」と方針を変更した。但し、森林専門委員会、運動推進本部の議論では、主に地元委員から、銃器以外の手法の検討も行うべきとの意見が出されている。	シカの集まる海岸斜面は落石防止柵などが多数設置され、多くが道路敷地となっているため、銃猟の場合、跳弾や射撃範囲が限定されるなどの課題あり。	可猟期間等について猛禽類へ配慮した上で、H19より、輪探制による一般狩猟がおこなわれている。真鯉地区では、斜里町が捕獲申請を行い、民間事業者が囲いわなによる捕獲と一時養鹿を行っている。
7	希少鳥類への影響 *実施時期や実施方法により、影響の評価は大きく変化する。	△ 希少鳥類の生息が確認されており、配慮が必要。	△ 希少鳥類の生息が確認されており、配慮が必要。	△ 希少鳥類の生息が確認されており、配慮が必要。	△ 希少鳥類の生息が確認されており、配慮が必要。
8	密度操作実験により得られる効果	◎ 定着型の越冬群である可能性が高いため、冬期の樹皮食い減少のほか、希少植物群落を含む草原植生への夏期の食圧も緩和される。またシカによる地表部攪乱の減少等により、帰化植物アメリカオニアザミの分布域の抑制が期待できる。	○ 100平方メートル運動地の自然林や植樹木への一定の食圧緩和のほか(他の越冬地からの流入もあるため大幅な食圧低下は難しい)、河岸段丘斜面等の土砂流失緩和などの効果も期待できる。	△ 広い範囲からの間引きとなる場合、目に見える大きな効果の有無は不明だが、比較的狭いエリアで集中的に実施した場合は、緩衝地域の森林植生の回復が期待できる。	△ 広い範囲からの間引きとなる場合、目に見える大きな効果の有無は不明だが、比較的狭いエリアで集中的に実施した場合は、森林植生の回復が期待できる。また季節移動先(経路)の遺産地域内(遠音別岳原生自然環境保全地域)での食圧低減につながる可能性もある。
9	捕獲以外の手法検討				
	法面牧草などの人為的餌資源の削減	人為的餌資源なし	道路法面や開拓跡地の牧草等がシカの増加要因となっている。道路法面についてはシカ不食草への転換や採食防止化の検討が考えられるが、現時点では具体的手法がなく、即実現は難しい。また開拓跡地については100平米運動による森林化を進めているが、完了までには数百年レベルの時間を要する。	道路法面等の牧草がシカの増加要因となっている。シカ不食草への転換や採食防止化の検討が考えられるが、現時点では具体的手法がなく、即実現は難しい。	道路法面等の牧草がシカの増加要因となっている。シカ不食草への転換や採食防止化の検討が考えられるが、現時点では具体的手法がなく、即実現は難しい。
	追い払いによる攪乱	越冬地での実施により、その密度を一時的に低下させることは可能だが、効果の継続は期待できない。また継続的に攪乱する態勢を組むことは現実的に不可能(仮に実施できたとしても、学習によりその効果は低下する)。			また継続的に攪乱する態勢を組むことは現実的に不可能(仮に実施できたとしても、学習によりその効果は低下する)。